京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例(平成14年京都府条例第42号。 以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、平成30年度における条例の 施行状況を次のとおり公表する。

令和元年11月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

	事 項										数
保	管	用	地	の	届	出	の	件	数		0
保	管	用	地	の	廃	止	の	件	数		1
勧	告		Ø		件		数		0		
報	告	(カ	徴	収	σ)	件	数		0
立	フ		検	3	至	の	1	牛	数		13, 859
公	表			0	り	件			数		10
	法第14条の3の規定による産業廃棄物処理業の事業停止										1
	法 第 産 業										6
	法 第 1 4 条 の 6 の 規 定 に よ る 特別管理産業廃棄物処理業の事業停止										1
	法 第 産 業										1
	法 第措	i 1	-	の置	3 0) 規 命		に、	よる 令		1

- 注1 「立入検査の件数」とは、不法投棄現場等に対する監視指導員等の立入検 査の実績であり、条例又は法に基づく立入検査数をいう。
 - 2 「法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号) をいう。